

羽田空港における国際旅客チャーター便の運航要件について

平成21年8月
航空局監理部国際航空課
航空事業課

1. 背景

現在、東京国際空港（羽田空港）の6時台から22時台（昼間時間帯）における国際旅客チャーター便については、我が国の国際拠点空港である成田空港との役割分担等の観点から、「東京国際空港（羽田空港）における6時台から22時台までの国際旅客チャーター便の運航について」（以下「通達」という。）に基づき、①相手空港が羽田空港から一定距離以内であり、②成田空港との間に定期便が就航しておらず、③一定の需要が認められる都市にある場合に限って認めることとされています。

これにより、これまで韓国・金浦空港及び中国・上海虹橋空港とを結ぶ国際旅客チャーター便のみが認められてきたところですが、本年4月に行われた日中首脳会談において、中国・北京首都空港との間にも同様の国際旅客チャーター便を開設することが合意されました。

その後、国土交通省と中国民用航空総局の間で調整を進めた結果、当該国際旅客チャーター便を、本年10月25日より1日4便体制で開設することが、本年7月14日に決定されたことを受け、これを対象に含めるべく、通達の要件の見直しが必要になっています。

2. 改正の概要

北京首都空港は、通達に定める要件のうち、①羽田空港から一定距離以内にあること、②成田空港との間に定期便が就航していないこと、の2要件を満たしていないところですが、今般の国際旅客チャーター便を円滑に開始するべく、必要な範囲でこれら2要件について緩和を図るものです。

なお、北京市には、北京首都空港のほかに、成田空港との間に定期便が就航していない北京南苑空港がありますが、当該空港は国際航空機能を有しないことから、相手空港とすることができなかったところです。

3. 今後の予定

パブリックコメント終了後、速やかに実施することとします。

以上